

周南市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

周南市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市火災予防条例の一部を改正する条例

周南市火災予防条例（平成15年周南市条例第234号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（令第7条第1項に規定する消防の用に供する設備をいう。）の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 (略)</p> <p>第6章 雑則 (第43条—<u>第48条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第49条・第50条</u>)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 (略)</p> <p>第6章 雑則 (第43条—<u>第49条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第50条・第51条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等(令第7条第1項に規定する消防の用に供する設備をいう。)の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>

現行	改正案
(委任)	(委任)
<u>第48条</u> (略)	<u>第49条</u> (略)
(罰則)	(罰則)
<u>第49条</u> (略)	<u>第50条</u> (略)
<u>第50条</u> (略)	<u>第51条</u> (略)
2 (略)	2 (略)